

# 市・県民税の 所得税

平成十一年分の市・県民税、所得税の申告時期になりました。

申告期間は二月十六日(水)から三月十五日(水)までの一か月間です。申告期限近になると、会場は大変混雑しますので早目に申告してください。なお、所得税の確定申告をした人は、原則として市・県民税の申告をする必要はありません。

申告期限は  
3月15日(水)

## 市役所での申告相談受付

2月16日(水)～3月15日(水) 9:00～16:00

10階大会議室 土・日曜日は除きます。  
会場には16:00までにお入りください。

## 公民館などでの出張受付

地区	とき	ところ
吉原	2月18日(金)	東公民館
	2月21日(月)	須津公民館
	2月22日(火)	元吉原公民館
	2月23日(水)	吉永公民館
	2月24日(木)	大淵公民館
原	2月25日(金)	原田公民館
	2月28日(月)	神戸公民館

地区	とき	ところ
富士	2月29日(火)	富士南公民館
	3月1日(水)	田子浦公民館
	3月2日(木)	富士駅南公民館
	3月3日(金)	富士公民館
	3月6日(月)	富士市農協岩松支店
鷹岡	3月7日(火)	天間公民館
	3月8日(水)	丘公民館
	3月9日(木)	鷹岡公民館

★各会場とも9:00～16:00

※市・県民税申告書の用紙は、申告受付期間中、各公民館にも置いてあります。内容については、市民税課へお問い合わせください。

市・県民税

## 税務署での申告相談受付

2月16日(水)～3月15日(水) 9:00～16:00

土・日曜日は除きます。会場には16:00までにお入りください。

## 市役所での申告相談受付

- ◎還付申告などの簡易な申告については、上記の市・県民税に準じます。
- ◎自営業の皆さんの申告受付は、市役所では行いませんので、税務署までお出かけください。

## 無料税務相談

税の専門家である税理士が、申告の相談を無料で受け付けます。なお、その場で確定申告書の提出もできますので、気軽にご相談ください。

●のついている日が開設日です。開設時間は、9:30～16:00です。

ところ	とき	2月				3月			
		23日(水)	24日(木)	25日(金)	28日(月)	29日(火)	1日(水)	2日(木)	3日(金)
富士商工会議所		●	●	●	●	●		●	●
鷹岡商工会				●	●	●	●	●	●
大淵公民館					●	●	●	●	●

所得税(確定申告)

申告は正しくお早目に

## 市役所での申告の

### 受付方法が変わりました

毎年多くの皆さんに市役所で申告をしていただいています。しかし市役所での申告者が年々ふえ続け、待ち時間が非常に長くなっています。そこで、所得税の確定申告と還付申告については、昨年からのように申告の受付方法が変更されました。

これまででは申告者一人につき職員一人の対応でしたが、申告の種類によっては申告書

への記入がそれほど難しくなく、ほとんど自分で作成できます。このため申告者三、四人につき職員一人がアドバイザーをしながら、申告者自身で記入していただくことになりました。

この方法によって待ち時間が短縮されます。皆さんのご協力をよろしく願います。なお、市・県民税の申告はこれまでどおりです。



▲職員のアドバイスを受けながら申告者自身が申告書を作成  
 ▲タッチパネルで医療費控除などの還付申告書を作成  
 (昨年の申告受付から)

## 還付申告のアドバイス

勤務先で年末調整を受けたサラリーマンなどで、医療費控除や住宅借入金等特別控除のある人、または平成十一年中に中途退職し、年末調整を受けていない人は、確定申告(還付申告)をすれば、所得税が戻る場合があります。

「給与所得者の還付申告用」の確定申告書は、簡単に書ける様式になっていますので、「書き方」や「記載例」を参考に、自分で書いてみてください。還付申告は、二月十五日以前(土・日曜日、祝日は除く)でも税務署で申告できます。また、郵送

自分の申告書などは、自分で書きましょう

申告書や収支内訳書を書くのは難しいと思う人も多いと思いますが、「書き方」や「記載例」に沿って記入していけば意外と簡単に作成できます。ぜひ自分で書いてみてください。  
**申告会場での受付について**

申告会場では、原則として職員による代書は行いませんが、職員のアドバイスにより、申告をする皆さんが自分で申告書や収支内訳書を作成していただける体制となっています。また、申告書を作成した人で検算を希望する人には、できるだけお待ちたせしない体制を整えています。

なお、自営業の皆さんの申告受付は、税務署で行い、市役所の申告会場では行いません。お間違いのないようお願いいたします。

申告会場へ出かけるときは、前年の確定申告書・収支内訳書の控え、計算機、筆記用具を持参してください。また、駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

### 申告書は郵送で、お早目に

申告会場の窓口は、大変混雑します。自分自身で作成した人は、できるだけ郵送で提出してください。なお、消費税・地方消費税の申告は三月三十一日までです。

でも提出できます。

### 必要書類

- 平成十一年分給与所得の源泉徴収票
- 印鑑
- 社会保険料や生命保険料、損害保険料などの支払い証明書
- 医療費などの領収書

※なお、医療費の領収書は、必ず医療を受けた人、病院、薬局ごとに合計を計算して持参してください。  
 ※還付金は申告者本人名義の預貯金口座へ振り込みます。金融機関名・支店名、口座番号の確認をしてください。

## 問い合わせ

富士市役所 市民税課 ☎51-0123 内線2351~2354  
 富士税務署 個人課税部門 ☎61-2460 税務相談室 ☎64-2330  
 ホームページ <http://www.nagotax.go.jp/fuji>